

衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 6 月 25 日（木）、第 8 回の委員会が開かれました。

- 1 公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 10 名提出、衆法第 26 号）
 - ・提出者逢沢一郎君（自民）から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・提出者逢沢一郎君（自民）、鈴木英敬君（自民）、中野洋昌君（中道）、金村龍那君（維新）、森ようすけ君（国民）、和田政宗君（参政）及び武藤かず子君（みらい）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・塩川鉄也君（共産）提出の修正案について、提出者塩川鉄也君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成－共産 反対－自民、中道、維新、国民、参政、みらい）
 - ・原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産）
 - ・長谷川淳二君外 5 名（自民、中道、維新、国民、参政、みらい）から提出された附帯決議案について、落合貴之君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産）
（質疑者）池下卓君（維新）、福重隆浩君（中道）、石川勝君（参政）、塩川鉄也君（共産）、辻由布子君（自民）、臼木秀剛君（国民）、峰島侑也君（みらい）

（質疑者及び主な質疑事項）

池下卓君（維新）

- （1）総務大臣が定める指針
 - ア 大規模プラットフォーム事業者が適切かつ有効な措置を講じるため総務大臣が定める指針に関し、その実効性の確保と言論の自由とをバランスさせる方法についての法律案提出者（自民）の見解
 - イ 大規模プラットフォーム事業者が措置を講ずる必要がある「選挙の公正を害するおそれのある情報」について法律案提出者（維新）が想定する具体的事例
 - ウ 大規模プラットフォーム事業者が講ずる措置と表現の自由とのあるべき関係
- （2）現状において SNS で拡散した誤情報の削除依頼への対応が事業者により異なる事例が発生している状況は問題であるとの考えに対する法律案提出者（維新）の見解
- （3）在外及び国内のインターネット投票導入に向けた現在の課題及びそれに対する技術的な解決方法の有無についての法律案提出者（維新）の見解

福重隆浩君（中道）

- （1）本法律案が必要であると判断した立法事実について、その具体的な課題の確認
- （2）本法律案が憲法上保障される表現の自由や選挙運動の自由に抵触するか否かについての法律案提出者の見解
- （3）施行日と周知期間
 - ア 施行期日を令和 9 年 3 月 1 日としている理由
 - イ 法律の円滑な施行に向けて、有権者や候補者への周知や大規模プラットフォーム事業者の体制整備等の準備期間が必要であるため、現場が混乱しないような工夫が必要であるとの考えに対する法律案提出者の見解
- （4）選挙期間中における動画投稿の収益化と総務大臣の定める指針

- ア 「選挙運動に関する各党協議会」において、過度な中傷や偽・誤情報が拡散される背景に閲覧数が多いほど広告収入が増えるいわゆるアテンションエコノミーの構造があるという認識で一致したか否かの確認
- イ 総務大臣が定める指針において収益化の停止や収益化アカウントであることの表示等が示されるかについての法律案提出者の見解
- ウ イの指針について従来の規制と比較した偽・誤情報の拡散防止に対する実効性についての法律案提出者の見解
- エ 収益化を目的としない動画投稿は虚偽事項が含まれる場合や事実をゆがめた状態であっても放置されるのかについての法律案提出者の見解
- (5) 本法律案の実効性
 - ア SNS上の誹謗中傷に関し罰則を設けない理由
 - イ 各党が合意できるいわば最大公約数の改正という決着に込めた思い及び今後の見直しの方向性についての「選挙運動に関する各党協議会」における議論の内容
- (6) 選挙期間中の政党等による政治活動用有料インターネット広告の規制の在り方について、「選挙運動に関する各党協議会」における議論の内容及び今後の見直す時期
- (7) 本法律案附則で検討項目とされている選挙運動のためにする街頭演説その他公職の候補者等が実施する演説の妨害行為について、政党による演説、政治活動としての演説又は政治家でない者による政党の応援演説の妨害行為もこれに該当するか否かについての法律案提出者の見解

石川勝君（参政）

- (1) 総務大臣が定める指針
 - ア 「虚偽」及び「事実の歪曲」の明確な法的定義が置かれぬまま指針により大規模プラットフォーム事業者が講ずべき措置を具体化することは、法律に基づく行政という原則に照らして適切であるか否かについての法律案提出者の見解
 - イ 表現の自由の観点から、虚偽情報等の判断が行政の恣意的な運用に委ねられたり、大規模プラットフォーム事業者による過剰な投稿の削除を招いたりすることを防止するための法的な根拠及び具体的仕組みについての法律案提出者の見解
- (2) 虚偽情報であるか否かの判断基準を今後どのように明確にしていくのかについての法律案提出者の見解
- (3) 選挙直前の政府・与党に不都合な政策批判等の発信を虚偽又は事実の歪曲と判断し、投稿を削除されたりアカウントの収益化を停止されたりする可能性は否定できず、このような間接的な言論統制を防止するための法的な根拠及び具体的な実効性のある仕組みについての法律案提出者の見解
- (4) 大規模プラットフォーム事業者が措置の実施状況の公表についていわゆるゼロ回答をした場合に、総務大臣が当該事業者に対して勧告・命令や利用規約・運用方針の変更要請を行うことはないという理解が正しいか否かについての法律案提出者への確認
- (5) 総務省による大規模プラットフォーム事業者に対する行政上の働きかけについて、国民の言論活動への事実上の介入や萎縮効果につながらないようにするための制度上の歯止めを設ける必要性並びにその運用の透明性及び説明責任の担保方法についての法律案提出者の見解

塩川鉄也君（共産）

- (1) 偽・誤情報がインターネット上に掲示され続けている現状を踏まえれば、候補者・政党間の公開討論の場を設けてリアルな場で反論や討論ができるよう、選挙運動規制を見直すべきとの意見に対する法律案提出者の考え
- (2) 候補者・政党のウェブサイトやSNSアカウントに関し、候補者・政党が発信する情報が有権者に

きちんと届くようにするための選挙管理委員会における公式アドレスの公表、検索時のトップ表示、公式認証の付与、プラットフォーム事業者の専用問い合わせ窓口の設置などの日本共産党の提案に対する法律案提出者の受止め

- (3) 2013年のインターネット選挙運動解禁時に「インターネット選挙運動等に関する各党協議会」において取りまとめたガイドラインについて、「選挙運動に関する各党協議会」において本法律案の改正内容を今日的に分かりやすく追記する必要性に対する法律案提出者の考え
- (4) 総務大臣が定める指針について、議会制民主主義の観点から「選挙運動に関する各党協議会」での合意内容に基づき策定する必要があるとの考えに対する法律案提出者の見解
- (5) 本法律案で選挙に関しインターネット等を利用する者の責務規定が置かれることにより、有権者の選挙運動の萎縮を招く懸念に対する法律案提出者の考え
- (6) 本法律案により選挙権及び被選挙権を持たない企業・団体による選挙運動用電子メールの送信が可能となることで、選挙権の行使や政治活動の自由など国民の基本的権利を侵すことにつながりかねないとの懸念に対する法律案提出者の考え
- (7) 被選挙権年齢の引下げ
 - ア 被選挙権年齢の引下げに対する考えについての法律案提出者（自民、中道、維新、国民、参政及びみらい）への確認
 - イ 被選挙権年齢の引下げを「選挙運動に関する各党協議会」で検討すべきテーマとして挙げる必要性に対する法律案提出者（自民、中道、維新、国民、参政及びみらい）の考え

辻由布子君（自民）

- (1) AIを利用して作成又は改変された文書図画の表示義務
 - ア 改変の内容が、表示義務の対象外である「社会通念に照らして軽微なもの」に該当するか否かの判断の主体及び基準
 - イ イラストやアニメーションをAIにより改変しても表示義務が課されない理由
 - ウ 他人がAIを利用して作成した画像や映像をリポストやシェアをする場合の表示義務の有無
- (2) 本法律案で公にしてはならないと規定する「虚偽の事項」に該当するか否かの判断の主体及び基準
- (3) 選挙期間外における政治家に対する悪質な投稿についての法律案提出者の考え
- (4) 在外インターネット投票の導入に当たり、本法律案附則で例示したもの以外の詰めるべき論点
- (5) 大規模プラットフォーム事業者に義務付けられる選挙の公正に対する悪影響の軽減措置
 - ア 総務大臣が定める指針に盛り込まれると想定される軽減措置の具体的内容
 - イ 軽減措置の実施状況について大規模プラットフォーム事業者が公表すべき事項として想定される具体的な内容及び公表事項の算定方法についての法律案提出者の見解
 - ウ 大規模プラットフォーム事業者が義務を履行しない場合に罰則等を課すことを想定しているか否かの法律案提出者への確認

臼木秀剛君（国民）

- (1) 本法律案における偽情報、誤情報及びフェイクニュースのそれぞれの位置付け及び区別
- (2) 平成25年のインターネット選挙運動解禁の際に第三者メールを規制する理由とされたSMTP方式の悪質な電子メール（ウイルス付のメールなど）により有権者に過度の負担がかかるとの懸念は払拭、解消されているか否かの法律案提出者への確認
- (3) インターネット等で頒布されるAIを利用して作成又は改変された文書図画の表示義務
 - ア 「改変が通常軽微なもの」に該当するか否かの判断に迷う場合には、なるべく表示をするのが望ましいという考えに対する法律案提出者の見解
 - イ 表示義務の対象外であっても、著作権や商標権の侵害に当たる可能性があることを周知・広報し、

注意喚起をしていくべきとの考えに対する法律案提出者の見解

(4) 在外インターネット投票の導入

ア 法律案附則の「公布後1年を目途に検討」とは、在外インターネット投票の導入の可否の検討ではなく、実施のために必要な事項を検討するという理解でよいかの法律案提出者への確認

イ 遅くとも5年後の第29回参議院議員通常選挙からの実施を目標として必要な措置を講じる旨の規定ぶりも考えられるのではないかと指摘に対する法律案提出者の見解

(5) 法律案附則の街頭演説等への自由妨害について、警察官が直ちに現場で対応を判断し得る明確な規定の策定に向けた議論が必要であるとの考えについての法律案提出者の見解

峰島侑也君（みらい）

(1) 大規模プラットフォーム事業者に義務付けられる選挙の公正に対する悪影響の軽減措置

ア 国境を越えて活動する大規模プラットフォーム事業者に対する総務大臣が定める指針の実効性担保の方策

イ 諸外国における同趣旨の制度との協調についての展望

(2) 投票日以後の事後的な対応では間に合わないという選挙の特性を踏まえた選挙期間中の偽・誤情報への対応

ア 本法律案に基づいて大規模プラットフォーム事業者による迅速な対応が実際に機能すると認識しているかについての法律案提出者への確認

イ 大規模プラットフォーム事業者の対応スピードを担保するための工夫についての法律案提出者の見解

ウ 選挙管理委員会等の公的機関と大規模プラットフォーム事業者の連携及びその将来像についての法律案提出者の見解

(3) 在外インターネット投票の具体的な導入時期についての法律案提出者の意気込み

(4) AIを利用して作成・改変された画像等の表示義務について、生成AIの能力の高度化に応じた表示義務の枠組みの発展のさせ方についての法律案提出者の展望

(5) 大規模プラットフォーム事業者に義務付けられる選挙の公正に対する悪影響の軽減措置

ア 本法律案が求める措置にSNSのレコメンド（おすすめ）の仕組みや拡散の構造そのものの目配りが含まれ得ると考えるか否かについての法律案提出者への確認

イ 情報環境そのものの健全性確保の方策についての法律案提出者の将来的な構想